

安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である安芸市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定にあたり、広く関係者の意見を反映するため、安芸市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) マスタープランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランに関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市の区域内の公共的団体又は市民団体の役職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成32年3月20日までとする。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第3条に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、策定委員会の議事に関係のある者の出席を求め、そ

の意見を聴くことができる。

(報償費)

第7条 委員には、報償金として日額4,500円を支給する。ただし、学識経験者については日額15,000円とし、官(行政機関)に属する者については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。